

令和2年12月16日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第77号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年9月30日にそれぞれ公布され、その一部の規定については、令和3年1月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 令和3年1月1日施行の税制改正では、給与所得者や公的年金等受給者は、それぞれ給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられるのに対し、国民健康保険税の基礎控除が10万円引き上げられることから、課税所得はプラスマイナスゼロであり、影響はない。しかし、特定の会社や団体に所属していないプログラマーやデザイナー、カメラマンなどのフリーランスの方は、もともと給与所得控除や公的年金等控除がないところで、基礎控除が10万円引き上げられることから、今回の改正により減税となり得る。
2. 今回の条例改正に伴い、国民健康保険税が軽減する世帯は概ね90世帯程度増え、これにより国民健康保険税の税収が約140万円減少すると見込んでいる。軽減に伴う減収分の国民健康保険税は国から補填されることから、大幅に税率を引き上げる必要はない。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第78号議案 古賀市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、福岡県子ども医療費支給制度の改正に伴い、古賀市子ども医療費の支給について変更する必要があるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 従来の制度では入院以外の場合に支給がなかった「中学生子ども」に対して、福岡県の制度改正に合わせて、支給基準を福岡県と同じひと月の自己負担上限を1,600円として入院以外も支給するもの。
2. 中学生子どもの通院医療費を助成することにより、市として1,300万円程度支出が増えるが、市が独自助成で行ってきた中学生子どもの入院医療費については、福岡県からの補助が300万円程度想定できることから、差引き1,000万円程度の支出増になる。

【意見】

(賛成意見)

- ・子どもの医療費助成を拡大することにより、子どもたちは安心して、健康に過ごすことができると考える。自己負担額の問題については、この額が妥当かという点を検討してほしい。今後の検討を期待し、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号議案 古賀市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、福岡県重度障がい者医療費支給制度の改正等に伴い、古賀市重度障害者医療費支給制度について所要の変更を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 条例全般において、「障害」の「害」の字を漢字から平仮名に変更する背景として、福岡県が実施する同制度の条文中の「障害」が漢字から平仮名へ変更となったことが挙げられる。
2. 福岡県においても人権的な配慮として、「害」という字をそのまま使用していいのかと指摘されており、古賀市としても人権を尊重するという視点に立

って、改正できる部分については率先して改正していきたいという思いから、今回条例の一部改正の提案に至った。

【意見】

(賛成意見)

- ・「障害」の「害」の字を漢字から平仮名に変更することは、文言の整理に限らず、その奥にある人権の問題についての考えをしっかりと打ち出し、誰もが平等で等しい権利を持ち、障がい者の方たちの権利を擁護するという立場にあることから賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第80号議案 古賀市水道事業の設置等に関する条例及び古賀市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う条文の整備及び所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市水道事業の設置等に関する条例については、別表（給水区域表）に古賀市美郷の全域と古賀市玄望園の全域を加えるものであり、美郷については久保の全域から、玄望園については筵内の全域から分離するものである。これまで新しく町名変更がなされた場合、水道事業の事業変更認可後に条例改正を行っていたが、今後は適宜変更していきたいと、この度の改正に合わせて美郷及び玄望園について追加した。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第87号議案 古賀市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

本案は、古賀市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とするに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により市議会の同意を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現在の農業委員会（任期：平成30年8月1日～令和3年7月31日）は、農業委員会委員14人（内認定農業者8人）、農地利用最適化推進委員6人の合計20人（内女性委員2人）で組織している。
2. 次期農業委員会（任期：令和3年8月1日～令和6年7月31日）は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の組織人数に変更はないが、内認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とする過半数要件の例外規定を適用することにより、認定農業者等又はこれらに準ずる者を4人以上とするもの。
3. 市内各農区及び団体における認定農業者等又はこれらに準ずる者の選出にあたっては、市内17農区の内3農区より1名ずつ認定農業者等又はこれらに準ずる者を選出する意向を、粕屋農業協同組合より認定農業者1名を選出する意向を確認している。
4. 過半数要件の例外規定を適用するに至る経緯として、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業従事者や認定農業者数が年々減少していることが挙げられる。農業委員会事務局としては、各農区団体からの意向を十分に取入れた農業委員会の組織づくりは極めて重要であると考えていることから、例外規定を適用した上で、遅滞なく、新体制に向けて取り組んでいきたいとのこと。
5. 近隣自治体において過半数要件を達成しているのは、宗像市、福津市などがあり、4分の1以上の例外規定を適用しているのは、新宮町、粕屋町、久山町などがある。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり同意すべきものと決定した。

第89号議案 市道路線の認定について

本案は、民間開発に伴い、市道1路線を新たに認定するもの。

【審査内容】

委員全員で現地確認を行い、明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 米多比83号線 起点（米多比字原田1521-22番地先）から
終点（米多比字原田1521-26番地先）までの
延長52.50m、幅員7.05m、面積370.31㎡

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第90号議案 市道路線の変更について

本案は、市道1路線について終点の変更を行うもの。

【審査内容】

委員全員で現地確認を行い、明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 町川原16号線 起点(青柳町字辻ノ鼻277-1番地先)から
終点(青柳町字大浦32-2番地先)までの
延長615.09m、幅員9.86m、面積6,070.78㎡を
起点(青柳町字辻ノ鼻277-1番地先)から
終点(青柳町字大浦11番地先)までの
延長890.99m、幅員9.97m、面積8,888.71㎡へ変更するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。